



肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

八代市農業再生協議会

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の肥料費を支援します。



支援の対象となる肥料

令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象です。

対象となる肥料は、肥料法※に基づく肥料です。

対象の肥料に該当するかどうかは肥料を購入した肥料販売店に確認してください。

※肥料法：肥料の品質の確保等に関する法律

支援の対象となるもの(肥料法に基づく肥料)

普通肥料

硫酸、硝安、尿素、苦土石灰、ケイ酸加里、なたね油かす、被覆肥料など

農林水産大臣または都道府県知事の登録番号がある肥料

混合肥料

複数の普通肥料や、特殊肥料等を混合した肥料
(例)有機配合肥料など

特殊肥料

家畜ふん堆肥、稲わら堆肥、魚かす、米ぬか、くん炭、草木灰など

都道府県知事への届出がある肥料

支援対象外

- ・都道府県知事への届出のない堆肥
- ・土壌改良資材
- ・その他肥料法の登録・届出のない資材

支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**85%(国支援分70%及び県支援分15%)**を支援金として交付します。

※本対策は、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に支援金を交付するものです。結果として化学肥料の節減に結びつかない場合も支援対象となります。

支援金

＝ 当年の肥料費

－ 当年の肥料費 ÷ 価格上昇率 ÷ 使用量低減率

〔統計データを基に決定〕

〔0.9〕

× 0.85

【参考】支援金の算定例（当年の肥料費10万円、価格上昇率140%の場合）

17,539円

＝ 100,000円

－ 100,000円 ÷ 1.40※ ÷ 0.9

× 0.85

※この「価格上昇率」はあくまで仮の値です。国が決定します。

〔8月末時点の統計データに基づく概数〕

裏面も必ず確認してください。

申請方法



- 1 肥料を購入した**それぞれの肥料販売店**に申請してください。
(申請は5戸以上のグループで行う必要があります。)
- 2 申請時期は、本年秋肥が**10月頃**、翌年春肥が**2月頃**の2回を予定しています。

原則、本年秋肥と翌年春肥は、それぞれまとめて、別々に申請してください。
もし本年秋肥の申請にどうしても間に合わなかった分は、翌年春肥の申請と合わせて申請できます。

申請に必要なもの

- 1 本年秋肥(令和4年6月～10月に注文)又は翌年春肥(令和4年11月～令和5年5月に注文)の**注文票+請求書又は領収書**

肥料の種類、数量、購入量が記載されているものに限ります。
注文せずに購入した場合は購入時期がわかる請求書又は領収書などです。

- 2 **化学肥料低減計画書**

2年間で**化学肥料低減**に向けた取組に**2つ以上** 取り組むことを申告してください。

※取り組みは、計画書に記載された15項目の取組メニュー(例: 土壌診断による施肥設計、有機質肥料の利用等)から選択していただきます。

化学肥料低減計画書

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- ・2つ以上に○が付けばOKです。
- ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます(その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。)

作付概要	
作物名	作付面積 (ha)
○○○	
○○○	
その他	
計	

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付してください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。

15項目の取組メニューから選びます

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計	○	○
イ 生育診断による施肥設計	○	◎

※この様式は、参考様式のため、実際のものとは異なる場合があります。

- 3 肥料価格高騰対策事業申請に係る**チェックリスト(仮称)**

申請に必要な確認を行うものです。
過去1年以内に農産物の販売を行ったことわかる実績(農産物の販売伝票など)の写しを添付していただきます。

- 4 **振込口座が分かるもの**

※申請書類については、予定であり、今後変更される場合があります。

お問い合わせ先

【申請に関すること】

肥料を購入した肥料販売店にお尋ねください。

【その他事業内容に関すること】

八代市役所 農業振興課

熊本県県南広域本部 農業普及・振興課

TEL 0965-33-8751

TEL 0965-33-3425

【八代市事業概要】 肥料価格高騰対策事業について

<八代市事業概要>

1. 支援の対象者

八代市内の化学肥料低減の取組を行った農業者で構成される国及び県の事業を申請したグループ

2. 支援の対象となる肥料

国及び県事業と同様（令和4年6月から令和5年5月に購入した肥料が対象。）

3. 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、前年から増加した肥料費について、その15%を支援金として交付。（計算方法は国及び県の事業と同様。国及び県の事業の上乗せ支援となります。）

支援金 = (当年の肥料費 - (当年の肥料費 ÷ 価格上昇率(1) ÷ 使用量低減率(2))) × 0.15

(1) 統計データを基に国が決定

(2) 使用量低減率については、0.9を使用

※なお、申請方法などの詳細について、決定次第、お知らせします。

八代市 HP : <http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00318863/index.html>